

熟年者支援について

1 調査項目

- (1) 健康の維持増進に関する事項
- (2) 生きがいの場充実に関する事項
- (3) 介護支援の充実に関する事項

2 特別委員会の設置及びその定数

本調査のため地方自治法（昭和22年法律第67号）第110条第1項に基づく江戸川区議会委員会条例（昭和31年9月江戸川区条例第7号）第4条第1項の規定により、本議会に「熟年者支援特別委員会」を設置するものとし、同第4条第2項の規定により、当該特別委員会の定数を12人とする。

3 継続調査

本調査は議会閉会中も調査できるものとし、議会が本調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとする。

(説明)

団塊の世代の定年を迎え、熟年者人口は今後、なお一層の増加が見込まれる。熟年者がいきいきと安心して暮らすためには、健康の維持増進に加えて、十分な知識経験を有する熟年者が地域の中で有用な人材となり、活動できる場の充実が必要である。

また、介護保険の円滑な運用や、新たな福祉システムの構築が求められるところである。

よって、これらの諸方策を調査研究するため、地方自治法第112条第1項の規定により本案を提出する。